

図表 条例の主要な内容

前文		
<p>おいらせ町を、自立と助け合いの精神に支えられ、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造する、という決意を表明する。</p>		
総則（第1章）		
目的	第1条	災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護する上で必要な基本理念を定め、町民・事業者・町の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害に強いまち板橋を築き、もってすべての人が安全に暮らすことができる社会を実現する。
基本理念	第2条	<p>(1) 町民、事業者及び町は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。</p> <p>(2) 町民、事業者及び町は、地域の安全を確保する上で、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努力しなければならない。</p> <p>(3) 町民、事業者及び町は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。</p>
地域防災計画への反映	第3条	おいらせ町防災会議は、町の地域防災計画を作成するにあたっては、前条に規定する基本理念を反映しなければならない。
町民、事業者及び町の責務（第2章）		
町民の責務（第1節）	第4条	町民は、自ら災害に備える処置を講ずるよう努めなければならない。 ○建築物その他の工作物の耐震性、耐火性の確保、並びに水害に対する備え、○家具の転倒防止、○出火の防止、○飲料水・食糧の確保 など
事業者の責務（第2節）	第5条	<p>(1) 事業者は、その社会的責任を自覚し、顧客・従業員・周辺住民、並びに管理する施設・設備の安全を確保しなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。</p> <p>(3) 事業者は、従業員が防災に関する知識、技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策等を確立しなければならない。</p>
町の責務（第3節）	第6条	<p>(1) 町は、防災に関する調査研究を行い、必要な施策の策定・体制の整備をするとともに、これらを常に明らかにする責務を有する。</p> <p>(2) 町は、施策の策定・体制の整備にあたっては町民・事業者の意見を反映するように努めなければならない。</p>
	第7条	町は、町民・事業者・国等との連携に努め、必要なときは災害時の業務に関する協定を締結することができる。
	第8条	<p>(1) 町は、町民・事業者・ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援・協力しなければならない。</p> <p>(2) 町は、地域の住民防災組織を育成するため、積極的に支援・協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。</p>
予防対策（第3章）		

防災ひとつづくりの推進 (第1節)	第9条	町民及び事業者は、防災に関する学習・訓練を積極的・継続的に行うよう努めなければならない。
	第10条	(1) 町は、防災教育を充実させるため、必要な措置を講じなければならない。 (2) 町は、防災活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。 (3) 町は、防災に関する啓発活動を推進しなければならない。 (4) 町は、防災に関する情報の提供、共有化を推進しなければならない。
	第11条	町は、地域相互支援ネットワークの育成に努めなければならない。
防災まちづくりの推進 (第2節)	第12条	町民及び事業者は、自らまちの安全を点検し、防災まちづくりの推進に努めなければならない。
	第13条	町は、町民・事業者・国等の協力を得て、防災まちづくりに関する計画を策定し、事業の推進に努めなければならない。
	第14条	(1) 町は、公共施設の耐震性・耐火性を強化し、その安全確保に努めなければならない。 (2) 町は、住宅等の一般建築物の耐震性・耐火性を確保するため、適正な指導、相談、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。 (3) 町は、学校・病院その他の多数の者が利用する建築物の耐震性・耐火性を確保するため、適切な指導、相談、助言、勧告をすることができる。 (4) 町は、勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
	第15条	(1) 町は、ブロック塀、自動販売機及びコンテナ等の安全確保・改修について指導を行うよう努めなければならない。 (2) 町は、落下危険物の安全確保・改修について指導を行うよう努めなければならない。
要援護者への配慮 (第3節)	第16条	町民及び事業者は、災害要援護者が、災害時においても安全に暮らすことができるように配慮しなければならない。
	第17条	町は、防災に関して要援護者に配慮した施策を策定し、体制を整備しなければならない。
応急対策 (第4章)		
町民等の処置	第18条	町民・事業者・ボランティア等は、町民全体の生命を守るため、相互に連携・補完し、自ら必要な処置を講じなければならない。 ○情報の収集・伝達、○出火防止・初期消火、○負傷者の救出・救護・搬送 など
町の措置	第19条	(1) 町は、災害対策本部を設置する。 (2) 災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (3) 町は、町民・事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。 (4) 町は、ボランティア等による支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。 (5) 町は、要援護者に配慮した措置を講じなければならない。

復興対策（第5章）		
町民等の復興対策	第20条	町民及び事業者は、相互に協力して速やかに生活・事業の再建、まちの復興に努めなければならない。
町の復興対策	第21条	<p>(1) 町は、震災により重大な被害を受けたときは、町民生活の再建・都市の復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、震災復興本部を設置する。</p> <p>(2) 震災復興本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(3) 町は、震災以外により重大な被害を受けた場合において、震災復興本部に準じる体制を取ることができる。</p> <p>(4) 町は、町民・事業者・ボランティア等の意見を聴き、その意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 町は、町民・事業者・ボランティア・国等との連携体制を確保するものとする。</p>